

令和2年12月2日

総務大臣
武田 良太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照

答 申 書

令和2年9月28日付け諮問第3132号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。

以上